

2115 安全な作業の基本 変更箇所
令和4年9月 改訂初版 第3刷 → 令和8年4月 改訂初版 第4刷

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
10～11	全頁	熱中症予防対策 全文修正、イラストの更新、統計データの追加	熱中症予防対策 全文修正、イラストの更新、統計データの追加
14	全頁	白紙	コラム マダニ対策、今できること(1頁)
43	上から3行	近傍の他の作業者を～	近傍の 作業に従事する他の者 を
43	上から7行	高い方の樹高の2.5倍以上	高い方の樹高の2.5倍 相当
43	中段 イラスト	高い方の樹高の2.5倍以上	高い方の樹高の2.5倍 相当
44	下から2行	他の作業者に～	作業に従事する他の者 に～
46	習得度チェック票	(縦:共通、横:チェックポイント) 樹高2倍～いないか、同時伐倒では樹高2.5倍 以上 の範囲内に立ち入らせていないか	(縦:共通、横:チェックポイント) 樹高2倍～いないか、同時伐倒では樹高2.5倍 相当 の範囲内に立ち入らせていないか
47	下から3行	危険区域に他の作業者が～	危険区域に 作業に従事する他の者 が～
58	上から7行	危険区域内に他の作業者が～	危険区域内に 作業に従事する他の者 や～
59	上から5行	他の作業者は、この区域の外に退避し、運転者は、他の作業者及び～	作業に従事する他の者 は、この区域の外に退避し、 作業に従事する他の者 及び～
60	下から4行	他の作業者を～	作業に従事する他の者 を～
60	下から2行	他の作業員を～	作業に従事する他の者 を～
76	右上段イラスト	充分な退避	十分 な退避
79	上から10行	本体や他の作業者に	本体や 作業に従事する他の者 に
144	下から2行 (第4条)	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 及び労働者以外の者 で労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事するもの は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
145	下から16行 (第26条)	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者 は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
145	下から14行 (第27条)	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者 が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
147	上から6行目～ (第62条の2)	(新設)	(高年齢者の労働災害防止のための措置) 第62条の2 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
147	上から12行目 (第103条)	(書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。 2 登録製造時等検査機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。 3 コンサルタントは、～ ならない。 4 (新設)	(書類の保存等) 第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定(第57条の2第4項及びこれに基づく命令の規定を除く。)に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。 2 登録設計審査等機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、 設計審査等 、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。 3 コンサルタントは、～ ならない。 4 代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条の2第4項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

147	上から 13行目～ (第117条)	第12章罰則 第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)又は第86条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第12章罰則 第117条 第37条第1項、第44条第1項、第44条の2第1項、第56条第1項、第75条の8第1項(第83条の3及び第85条の3において準用する場合を含む。)又は第86条第2項の規定に違反したとき、 は、当該違反行為をした者は 、1年以下の 拘禁刑 又は100万円以下の罰金に処する。
147	下から 10行目～ (第119条)	第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第119条 次の各号のいずれかに該当する 場合には、当該違反行為をした者は 、6月以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
147	下から 8行目～ (第120条)	第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第120条 次の各号のいずれかに該当する 場合には、当該違反行為をした者は 、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
147	上から 11行目～ (第121条)	第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)	第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした 登録設計審査等機関等 の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。 該当条項(略)
奥付 152	枠内	改訂初版 安全な作業の基本	改訂初版 安全な作業の基本 令和8年4月 改訂初版 第4刷 を追加
	枠内	定価2,200円 (本体価格2,000円+税) 送料別	定価 2,420円 (本体価格 2,200円 +税) 送料別
	枠内	http://www.rinsaibou.or.jp	https://www.rinsaibou.or.jp
	枠外	<u>2022.09.500</u>	<u>2026.04.500</u>
裏表紙	右上	定価2,200円 (本体価格2,000円+税) 送料別	定価 2,420円 (本体価格 2,200円 +税) 送料別